

総務庁長官 続 訓弘 殿

統計審議会会長 溝口 敏行

諮問第261号の答申

平成12年に実施される国勢調査の計画について

総務庁は、平成12年に実施される国勢調査（指定統計第1号を作成するための調査）について、平成7年以降における人口構造及び社会経済情勢の変化の下で、調査の円滑な実施及び統計ニーズへの的確な対応を図るため、国民のプライバシー意識の高まりへの対応方策の一つとしての「調査票封入用シール」の導入、就業形態の多様化等を明らかにするための調査事項の変更等を行うことを計画している。

本審議会は、本調査が我が国における最も基幹的な調査であることにかんがみ、諮問第242号の答申「統計行政の新中・長期構想」等を踏まえ、今回調査の計画全般について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 今回の調査計画

今回の調査は、10年ごとに実施される大規模調査に当たり、調査計画については、次のとおり、調査の正確性の確保、個人情報保護の一層の徹底等に重点を置くとともに、少子・高齢化の急速な進行などの人口構造や社会経済情勢の変化等を的確にとらえる調査事項を設定しており、おおむね妥当と認められる。

(1) 国民のプライバシー意識の高まりに対応した新たな調査方法等の導入

今回の調査においては、国民のプライバシー意識の高まりに対応して、新たな調査方法を導入することとしている。すなわち、国民のプライバシー保護に留意しつつ調査の円滑な実施を図るため、調査票を封入提出できる「調査票封入用シール」を全世帯に配布するとともに、封入提出に係る説明の明確化を図ることとしている。

さらに、実査に携わる調査員を対象として、プライバシーに関する適切な対応方法や封入提出調査票の取扱い等を内容とする「個人情報保護マニュアル」を新たに作成し、プライバシー保護意識に係る指導の徹底を図ることとしている。これらについては、国民の封入提出の希望を尊重し、国民の調査への協力を確保しつつ、調査の円滑な実施を図るものであり、おおむね妥当と認められる。

しかしながら、封入提出された調査票については、調査員及び指導員による記入内容の点検・検査が行えなくなり、未記入や不完全記入の調査票の増加が懸念されることから、市区町村における審査・照会体制の確保等により正確な記入内容が得られるよう措置する必要がある。

また、調査票については、調査票の印刷色の濃彩化、前回調査までのOMR帳票（光学式マーク読取装置用シート）からOCR帳票（光学式文字読取装置用シート）への変更によるマーク転記の廃止を行うこととしている。

これらについては、報告者における記入のしやすさに配慮し、調査員の事務負担軽減等を図りつつ、調査・集計の効率化等を図るものであり、妥当と認められる。

#### (2) 就業形態の多様化等を明らかにするための調査事項の変更

調査事項については、今回と同様に大規模調査であった平成2年調査と同様22項目であるが、社会経済情勢の変化等に対応して「居室の数」及び「従業地又は通学地までの所要時間」を削除する一方、近年における就業・雇用形態の変化をとらえるための「就業時間」、人及び世帯の定住の度合い等をとらえるための「現住居での居住期間」を追加することとしている。

これらについては、就業・雇用形態の変化等就業や雇用に関する構造及び小地域に着目した世帯属性別の定住率の分析など広範な利用に資するものであり、妥当と認められる。

#### (3) 統計ニーズに対応した結果表の充実及び結果公表の早期化等

集計については、就業・雇用形態に関する結果表や地域別結果表の拡充を図るとともに、世帯の居住期間に着目した結果表の追加等を図ることとしている。さらに、抽出速報集計のための調査票の抽出方法について、あらかじめ抽出された4分の1の調査区の調査票から全体の1%となるよう再抽出する前回調査の方式に代えて、直接1%の調査票を抽出することとしている。

公表については、OCR帳票の導入により、第1次基本集計（確定人口）、人口移動集計結果の公表の早期化を図るとともに、結果表利用の拡大・高度化に資するため、磁気媒体やインターネットによるより使いやすい形式での結果提供の拡充を図ることとしている。

これらについては、就業・雇用に関する小地域統計へのニーズを始めとする国勢調査の結果に対する多様なニーズに対応するとともに、抽出速報集計結果の精度向上や結果公表の早期化を図るものであり、おおむね妥当と認められる。

しかしながら、国勢調査への多方面からの統計ニーズに対応するため、基本集計結果の公表後に、追加的な集計を行うことについて検討する必要がある。

また、調査実施後に日本標準産業分類の改訂が予定されているが、最新の産業分類による表章が本調査結果の利用上も望まれるので、改訂後の分類との整合性を可能な限り確保することについて検討する必要がある。

#### (4) 事後調査結果の公表等

事後調査については、国勢調査の実施結果の精度を数量的に確認し、次回調査の企画等に資することを目的として実施されるものであり、国勢調査結果の適切な評価に資する観点から、その結果を公表する必要がある。

また、事後調査については、調査の効率的実施及び地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から、実施時期、調査区の選定方法等について検討する必要がある。

#### (5) その他

近年の雇用に関する規制緩和により労働者派遣業の雇用者が増加することが予想さ

れることから、労働者派遣業の雇用者が勤め先の名称の記入に当たり派遣先の事業所名を記入するおそれがあるので、正確な記入が確保されるよう工夫する必要がある。

## 2 今後の課題

今後における国勢調査の実施については、社会経済情勢の変化に伴い、多様化する統計ニーズへの的確な対応が求められると見込まれる一方で、共働き世帯や単身世帯等昼間に不在となりがちな世帯の増加、オートロックマンション等の普及による面接困難世帯の増加等により調査環境が更に厳しくなると予想される。また、厳しい財政状況の下での効率的実施、さらに報告者負担の軽減が強く要請されている。

このような諸課題に的確に対応していくため、今後の国勢調査の実施については、次の事項について検討する必要がある。

- (1) 調査事項については、社会経済情勢の変化、生活形態の多様化、調査環境の変化、行政ニーズ、報告者負担の軽減への要請等を踏まえ、多様化する家族・世帯の的確な把握を行えるように、平成12年国勢調査試験調査の結果も活用しつつ、次回調査以降における見直しについて検討すること。
- (2) 調査方法については、調査の効率的実施や報告者負担の軽減を図りつつ、新たな統計ニーズに的確にこたえることができるように、調査内容の一部が異なる複数の調査票を配り分ける方法等の導入の可能性について検討すること。
- (3) 調査票の配布、収集については、調査環境の変化を踏まえ、調査員調査を補完するための郵送等の調査手段の活用方策について、調査票の回収率等に留意しつつ検討すること。
- (4) 試験調査については、役割の明確化と効率的な実施を図る観点から、実施規模、実施方法、集計の方法等調査計画全般について見直すこと。また、事後調査については、効率的な実施を図る観点から、実施規模、実施方法等調査計画全般について検討すること。